

千葉県旭市（国内 18 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要

令和 8 年 1 月 27 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 基本情報

用途（飼養羽数）：採卵用うずら（約 10.8 万羽）

発生家きん舎の構造：半開放うずら舎

発生家きん舎の飼養形態：ケージ飼い（直立 8 段 4 列、通路 5 本）

2 農場の周辺環境・農場概況

- ① 当該農場は平野部にあり、農場周辺には収穫済みの水田が広がり、水田にはムクドリの群れが飛来していた。農場の南側は川に隣接していた。
- ② 調査時には、発生農場から北東 2 km の溜池で、1 万羽を超えるカモ類が確認された。当該溜池では、マガモ、トモエガモ、オナガガモの順に多く確認された。また、発生農場から北西 2 km の調整池では、マガモが約 200 羽、コガモが約 80 羽確認された。さらに、農場の北 2.2 km の水田では、コハクチョウが約 680 羽確認された。農場周囲の水路では、カモ類は確認されなかった。
- ③ 当該農場は、成うずら舎 1 棟、育雛・中雛舎、事務所及び集卵所 1 棟、堆肥舎、糞乾燥舎及び倉庫で構成されていた。
- ④ 発生成うずら舎は、直立 8 段ケージが 4 列設置されており、妻側の入気ファンから入気し、モニター、妻側及び平側の窓から排気されていた。入気ファンの入気口には不織布のフィルターが設置され、窓には網目約 2～4 cm 幅の金網及び金網を覆うカバーが設置されていた。

3 通報の経緯・発生時の状況

- ① 発生うずら舎（成うずら舎。約 90,000 羽飼養、通報時、約 45～300 日齢。）は農場の中央に位置しており、通常の死亡羽数は 120～160 羽／日程度とのこと。各ケージ（縦 40cm、横 60cm、高さ 15cm）は最大 50 羽を収容でき、ケージ中央に仕切りが設けられ、25 羽ずつ 2 区画に分けて飼養されていた。導入時期（ロット）の異なる 12 ロットのうずらが同一舎内で飼養されており、ロット別に配置されていた。
- ② 死亡うずらを確認した際には、死亡羽数と同じ数の洗濯ばさみを該当ケージに付けて羽数管理し、週 1 回程度、同一ロット内のケージ間で個体を移動させ、各ケージの各区画が同程度となるよう個体数を調整していた。
- ③ 1 月 23 日の朝の見回りにおいて、発生うずら舎の入口から 2 列目中央付近の最下段ケージ（約 300 日齢）で死亡うずら 5 羽が確認された。当該ケージの左右はいずれも空棚であった。翌 1 月 24 日には、入口から 4 列目（舎内最北側）中央付近の最上段ケージにおいて、死亡うずら 7 羽が確認された。なお、両日とも死亡うずらが確認されたケージについては、同日中に当該ケージ内のうずらを全て自主淘汰しケージを消毒した。舎内北側や隣が空棚のケージは、温度や風の影響を受けやすいことから、他のケージと比較して、通常時から死亡羽数が多かったとのこと。1 月 25 日には、同列上段

の複数のケージで散在して死亡うずらが確認され、夕方にも死亡うずらを確認したが、全体での死亡羽数は250羽と過去21日間の平均死亡羽数の倍には至っていなかった。しかし、1月26日も同様に複数のケージで散在して死亡が確認されたため、家畜保健衛生所へ通報したとのこと。通報日の死亡羽数は250羽であり、死亡以外に、産卵率の低下や消瘦等の異状はなかったとのこと。

- ④ 調査時には、成うずら舎内全体にわたって複数のケージでまとまった死亡が確認された。

4 管理者及び従業員

- ① 従業員は計8名に加え、シルバー人材センターから派遣される職員5名が日替わりで毎日1名業務に従事している。育雛・中雛舎の担当者は1名、成うずら舎は5名（うち1名が飼養管理後に鶏糞・堆肥を担当、4名が集卵を担当）が担当している。
- ② 従業員及び派遣職員は、当該農場以外の農場への出入りはない。
- ③ 管理獣医師はいないとのこと。

5 農場の飼養衛生管理

- ① 農場の出入口は、公道に面する北側に設けられ、出入口には立入禁止の看板が設置されていた。
- ② 衛生管理区域内に出入りする車両は、糞乾燥舎横に設置された動力噴霧器により車両消毒を実施し、消石灰がまかれた場内道路を通行して、乗り入れる。外来業者による飼料の搬入は2日おきに、卵の搬出については週3回、業者の車両で行われていた。
- ③ 従業員の車両は、車両消毒後、場内道路を通行して成うずら舎の隣にある衛生管理区域内の従業員駐車場に駐車すること。
- ④ 従業員は、駐車後、農場専用靴に履き替え事務所へ移動し、衛生管理区域内作業用の作業着と靴に履き替え、手指の洗浄及び消毒後、手袋を着用し作業すること。駐車場から事務所までの動線において、作業着及び長靴への更衣前後で衛生管理区域内の動線は区分されていないとのこと。
- ⑤ 外来業者（飼料運搬業者、卵搬出業者）は、車両消毒後、従業員駐車場に駐車し、車内で農場専用作業着を着用し、降車時に持参した農場専用長靴に履き替えるとのこと。その後、事務所において入場記録を記入し、手指消毒後、持参した手袋を着用し作業を行うとのこと。外来業者はうずら舎内に立入ることはない。
- ⑥ 従業員が成うずら舎へ入場する際は、まず東側出入口外において、衛生管理区域用靴を脱ぎ、出入口内のすのこを介し交差汚染を防止する形でうずら舎専用の靴に履き替える。その後、踏込み消毒槽（逆性せっけん）で靴底を消毒し、さらに消石灰により長靴の消毒を実施している。また、手袋の消毒（アルコール）を行っているとのこと。なお、調査時には、防疫措置のため出入口のドア等が取り払われていた。
- ⑦ うずらの世話を終え、鶏糞の作業に従事する従業員は、成うずら舎内の西側で除糞ベルトを稼働して、うずら舎から糞を搬出する。その後、成うずら舎西側の出入口から、衛生管理区域内用の長靴に履き替えた上で事務所へ移動し、堆肥舎用長靴を取り、成うずら舎北側のスペースで堆肥舎用の

長靴に履き替えた後、堆肥舎内作業に従事するとのこと。

- ⑧ 成うずら舎の一部のケージでは雄を入れて種卵を生産しており、孵卵に必要な数量の卵を従業員が集卵かごに入れ孵卵場にトラックの荷台にかごを積み、覆いをして搬入していた。なお、この際に使用する集卵かごは、農場内及びうずら舎内への持ち込む際に消毒を行っているとのこと。また、残りは通常卵とともに出荷していた。雄は農場内で生産されたうずらを使用していた。
- ⑨ 孵卵場は農場からおおよそ 500m 程度の距離に位置しているが、飼養羽数を調整するため発生時は孵卵を行っていなかった。
- ⑩ 孵卵場で生まれた初生雛は、農場に運んで雌雄鑑別したあと、育雛舎で約 10 日齢まで、続いて中雛舎で約 30 日齢まで飼養した後、成うずら舎に移動していた。これらの移動には、洗浄・消毒したケージを使用していた。
- ⑪ 飲用水については、飼養衛生管理者の自宅で採水した井戸水を給水車で農場へ搬入し、農場内の給水タンクへ供給している。また、給水タンクには定期的に消毒薬を投入していたが、井戸水の供給時に毎回行っているわけではないとのこと。
- ⑫ 飼料については、蓋つきの飼料タンクにより閉鎖系のラインを通じて成うずら舎に供給されている。
- ⑬ 卵は、成うずら舎内の西側妻面から東側妻面の作業台までコンベアにより運ばれ、従業員による検卵の後、集卵かごに入れ軽トラックで集卵所に移し保管をしている。なお、集卵かごは、農場内又はうずら舎内への持ち込む際に消毒を行っているとのこと。
- ⑭ 農場全体としてのオールイン・オールアウト方式は実施しておらず、3 週間ごとに最も高齢のロットを廃鳥し、その後ケージを洗浄・消毒した上で中雛を導入しているとのこと。
- ⑮ 重機や機材などの他農場との共用は行っていないとのこと。

6 糞及び死亡家きんの取扱い

- ① 成うずら舎のうずら糞は、除糞ベルトにより東側妻面から西側妻面に運ばれ、うずら舎床の開口部から床下の除糞ベルトに落ちる。その後、除糞ベルトにより堆肥舎まで運ばれる。なお、舎内の開口部は使用していない時は、木の蓋がされているが、小動物が通過できる程の隙間を認めた。
- ② うずら舎と堆肥舎をつなぐ除糞ベルトは、ポリカーボネート製の波板で囲われていたが、小動物が通過可能な隙間が確認された。
- ③ 堆肥舎には扉が設置されており、搬出時以外は閉じているとのことであったが、壁面には開口部が確認された。
- ④ 堆肥舎において、うずら糞に完熟堆肥を混ぜて発酵促進後、水分調節をしてから 3～4 日静置し、さらに 3～4 日かけて切り返しを行った後、ローダーにより隣接する糞乾燥舎に搬入する。
- ⑤ 糞乾燥舎では、攪拌機により搬入口（西側）から搬出口（東側）の方向に糞が押し出されていく。3 週間ほどかけて糞を発酵させた後、1～2 日おきに近隣の 3 戸のうずら農場が利用する共同堆肥場に搬出しているとのこと。糞乾燥舎の搬入口及び搬出口には防鳥ネットが設置されていたが、搬出口側のネットに 5 cm 程の穴が 2 か所確認された。
- ⑥ 死亡うずらは、毎日直接、糞乾燥舎横のコンクリートの区画にある合計 4

つの蓋付きバケツコンポストに順番に保管され、満杯になり次第、堆肥舎に持ち込まれていたとのこと。

- ⑦ 廃うずらは自宅に持ち帰りペット（猛禽類）の餌にしていた。最近廃うずらを持ち帰ったのは1月6日だった。

7 野鳥・野生動物対策

- ① 敷地内では猫、野鳥を見ることがあるとのこと。また、令和7年の夏頃には、うずら舎内ではネズミを見たこともあったとのこと。農場に隣接する田んぼでは、夜間にハクチョウやカモ類が飛来すること。飼養衛生管理者は、成うずら舎モニター付近に飛来する野鳥に対し、ロケット花火等大きな音を立てる等により、野鳥が集まらないように対策しているとのこと。
- ② ネズミ対策として、うずら舎内に罠の設置や梁に殺鼠剤を設置していた。また、令和7年10月には、野生動物対策として成うずら舎の金網を強度の高いものに張り替えたとのこと。
- ③ 発生の数日前から、発生のあった成うずら舎の屋根に、多数のムクドリ、スズメ等の野鳥が飛来することがあったとのこと。
- ④ 調査時、堆肥舎や糞乾燥舎にはムクドリが多数侵入しており、多くの糞を認めた。

（以上）